



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

931	指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	1
932	〃	( 〃 ).....	1
933	〃	( 〃 ).....	2
934	指定自立支援医療機関の変更	( 〃 ).....	2
935	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	2
936	〃	( 〃 ).....	3
937	大規模小売店舗立地法による田辺市から聴取した意見の概要	( 〃 ).....	5
938	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	5
939	保安林の指定施業要件の変更	( 〃 ).....	5
940	随意契約の相手方の決定	(警察本部).....	6

### ○ 警察本部告示

10	交通監視カメラ中央装置賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	.....	7
----	--	-------	---

### ○ 諸報

	入札公告	(警察本部).....	9
--	------	-------------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第931号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(更生医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和5年8月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
下地薬局	西牟婁郡白浜町椿105	—	吉田奈緒子	令和 5.8.1

### 和歌山県告示第932号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和5年8月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
サンドラッグ海南薬局	海南市日方1524-4	喜多島俊	令和 5.8.1

## 和歌山県告示第933号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年8月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
サンドラッグ御坊調剤薬局	御坊市藪98-1	山崎裕介	令和 5.8.1

## 和歌山県告示第934号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和5年8月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年月日
株式会社心和	和歌山市雄松町一丁目6 1番地1	医療機関の所在地	紀の川市貴志川町岸宮 990-66	和歌山市雄松町一丁目 61番地1	令和 5.1.1

## 和歌山県告示第935号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和5年8月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンターオークワ南紀店  
和歌山県新宮市佐野三丁目11番19号
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
株式会社はるやまホールディングス 代表取締役 中村宏明  
岡山県岡山市北区表町一丁目2番3号  
株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠  
茨城県水戸市城南二丁目7番5号  
大興産業株式会社 代表取締役 土岐政晃

和歌山県岩出市高瀬74番地の1 ダイコービル

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤光博

東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

3 変更した事項

大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社はるやまホールディングス 代表取締役 中村宏明

岡山県岡山市北区表町一丁目2番3号

株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

大興産業株式会社 代表取締役 土岐政晃

和歌山県岩出市高瀬74番地の1 ダイコービル

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤光博

東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社はるやまホールディングス 代表取締役 中村宏明

岡山県岡山市北区表町一丁目2番3号

株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市城南二丁目7番5号

大興産業株式会社 代表取締役 土岐政晃

和歌山県岩出市高瀬74番地の1 ダイコービル

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤光博

東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

4 変更年月日

令和4年8月1日

5 変更した理由

設置者の住所変更のため

6 届出年月日

令和5年7月27日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課(新宮市緑ヶ丘二丁目4-8)

新宮市企画政策部商工観光課(新宮市春日1番1号)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和5年8月14日から同年12月14日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第936号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売

店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和5年8月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デリシャス広岡有田店

和歌山県有田市宮崎町字箕川123番1外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社廣岡 代表取締役 米原まき

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社廣岡 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(変更後) 株式会社廣岡 代表取締役 米原まき

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社廣岡 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(変更後) 株式会社廣岡 代表取締役 米原まき

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 建物東側(縦覧図書別添図面3-1のとおり)

収容台数 40台

(変更後) 位置 建物東側(縦覧図書別添図面3-2のとおり)

収容台数 40台

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午前0時

(変更後) 開店時刻 午前7時

閉店時刻 午前0時

(5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午前0時30分まで

(変更後) 午前6時30分から午前0時30分まで

4 変更年月日

(1) (2) 令和3年2月21日

(3) 令和6年3月15日

(4) (5) 令和5年7月15日

5 変更理由

(1) (2) 届出上の代表者の変更のため

(3) 駐輪場の位置を見直したため

(4) (5) 来客の利便性向上のため

6 届出年月日

令和5年7月14日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2355-1）

有田市産業振興課（有田市箕島50番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和5年8月14日から同年12月14日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第937号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により田辺市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和5年8月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリハード&グリーン田辺店

和歌山県田辺市文里一丁目736番55外12筆

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和5年和歌山県告示第368号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

田辺市商工観光部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和5年8月14日から同年9月14日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第938号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和5年8月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 解除予定保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字高津気字鍛冶ヶ野897の13、字大谷1186の12、1186の13、1189の16、1189の19

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

#### 和歌山県告示第939号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年8月14日

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第940号**

各種照会等業務用端末等導入委託及び賃貸借業務について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年8月14日

和歌山県知事 岸本周平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
各種照会等業務用端末等導入委託及び賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県警察本部警務部会計課  
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年7月21日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
NECAP/日興通信コンソーシアム  
（代表者）NECキャピタルソリューション株式会社  
東京都港区港南二丁目15番3号  
（構成員）日興通信株式会社  
東京都世田谷区桜丘一丁目2番22号
- 5 随意契約に係る契約金額  
41,635,000円（うち消費税及び地方消費税の額3,785,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

**警察本部告示**

## 和歌山県警察本部告示第10号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、交通監視カメラ中央装置賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和5年8月14日

和歌山県警察本部長 山崎 洋平

## 1 一般競争入札に付する業務の名称等

## (1) 調達役務の名称

交通監視カメラ中央装置賃貸借業務

## (2) 調達役務の仕様等

交通監視カメラ中央装置賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## 2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

- (5) この入札に係る交通監視カメラ中央装置の賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から起算して過去5年以内に締結し、適正に履行した実績（入札公告の日までの実績に限る。）がある者であること。

なお、同種とはアに掲げる要件を、同等規模以上とはイに掲げる要件を満たしているものとする。

ア 仕様書に記載する機能を有する交通監視カメラ中央装置又はこれに類する監視カメラ装置について、リース又はレンタルを行い、かつ、保守点検を行った実績を有すること。

イ アに掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

- (6) 営業品目に賃貸借を有する者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- (8) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

オ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過して

いないもの)

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

カ 誓約書

キ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ク 仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

ケ 2の（5）に掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から起算して過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

コ 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

(ア) 障害発生時の連絡体制図を添付していること。

(イ) 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、（1）のイからカまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) （1）のア、イ、カ、キ、ケ及びコに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和5年8月14日（月）から同月28日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和5年8月14日（月）から同月29日（火）までの間に、和歌山県警察本部交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

#### 4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の（1）に掲げる申請書類は、令和5年8月14日（月）から同年9月1日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和5年9月1日（金）午後5時までに、5に掲げる場所に必着させなければならない。

#### 5 資格審査申請書類の配布の場所

交通規制課

和歌山市西46番地1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-7824

#### 6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和5年9月14日（木）までに通知するものとする。

#### 7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、令和5年9月21日（木）午後5時までに書面により求めることができる。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により5に定める場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、令和5年9月26日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。



## 諸 報

## 入 札 公 告

交通監視カメラ中央装置賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和5年8月14日

和歌山県警察本部長 山 崎 洋 平

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 事業年度

令和5年度から令和10年度まで

## (2) 調達役務の名称及び数量

交通監視カメラ中央装置賃貸借業務 一式

## (3) 契約期間

令和6年3月1日から令和11年2月28日までの間

## (4) 調達役務の仕様等

交通監視カメラ中央装置賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## (5) 納入場所

仕様書による。

## (6) 入札金額

総額で入札することとする。

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和5年和歌山県警察本部告示第10号に規定する交通監視カメラ中央装置賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

## (1) 場所

和歌山県警察本部交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）

和歌山市西46番地1

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-7824

## (2) 期間

令和5年8月14日（月）から同月28日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時まで

## 4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

## (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

## ア 場所

3の（1）に同じ。

## イ 期間

3の（2）に同じ。

## (2) (1) により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和5年8月14日（月）から同月29日（火）までの間に、交通規制課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

## 5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

イ 入札日時

令和5年9月27日（水）午前11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを提出するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和5年9月26日（火）午後5時までに交通規制課に必着するように行わなければならない。

## 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

## 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

## 9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

## 10 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、交通規制課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で、5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していないものは、第2回以降の入札には、参加できないものとする。
- 11 契約書作成の要否  
要
- 12 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否  
否
- 13 契約方法  
契約は、落札者で行うものとする。
- 14 その他
- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- ア 名称  
和歌山県警察本部警務部会計課
- イ 所在地  
和歌山市小松原通一丁目1番地1  
郵便番号 640-8588  
電話番号 073-423-0110 (代表)  
ファクシミリ番号 073-423-0120
- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- 15 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required :  
Lease of central unit of traffic surveillance camera
- (2) Time limit for tender :  
11:00 a.m. Wednesday 27 September 2023 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. Tuesday 26 September 2023)
- (3) Contact point for the notice :  
Wakayama Prefectural Police Headquarters  
Police Administration Department  
Finance Section  
1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan  
TEL : 073-423-0110  
FAX : 073-423-0120